

令和5年(2023年)5月2日

小田原市立学校の保護者の皆様へ

小田原市教育委員会

5類感染症への移行後の市立学校における新型コロナウイルス感染症の対応について
(お知らせ)

日頃から本市の学校保健の推進にご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の取扱いが変更されることに伴い、5月8日からの市立学校の対応については、家庭との連携による児童生徒の健康状態把握、適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導といった基本的な感染症対策は引き続き行いますが、これ以外の感染症対策を講じる必要がないこととし、詳細は次のとおりとします。

また、感染症が流行するような場合には、一時的に「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えることや、児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること等の措置を行うことがあります。

1 健康観察について

これまで、学校では健康観察表の提出等によりお子様の健康状態を把握していましたが、5月8日からは、ご家庭でお子様の検温等体調確認を続けていただき、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせずに、自宅で休養するようお願いします。

なお、学校への健康観察表の提出やさくら連絡網での体温の回答を不要とします。

2 新型コロナウイルス感染症にり患した場合について

新型コロナウイルス感染症にり患した場合の出席停止期間は、「発症した後5日間を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とすることになりました。出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨しています。

また、5月8日以前に新型コロナウイルス感染症への感染が確認されたお子様についても、この基準が適用されます。

3 り患した時の学校への連絡方法について

学校に電話、またはさくら連絡網で連絡をお願いします。

(1)医療機関に受診した場合は、医師に出席停止期間を確認し、保護者自身で健康手帳に診断名や医療機関名及び出席停止期間をご記入いただき、登校再開後に学校にご提出

ください。

(2)抗原検査キットで陽性が判明した場合は、発症日と陽性判明日を学校に連絡し、保護者自身で健康手帳に発症日と陽性判明日及び出席停止期間をご記入いただき、登校再開後にご提出ください。

4 濃厚接触者の取扱いについて

濃厚接触者の特定は行いませんので、同居家族がり患した場合にも登校することが可能であり、直ちに出席停止にはなりません。ただし、お子様に普段と異なる症状がある場合は、自宅で休養するようお願いいたします。

5 感染が不安で学校を休ませたい場合について

同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があり、授業への参加に不安がある場合には、学校へご相談ください。

6 平時から求められる感染症対策について

マスクの着用等日常の感染対策については、個人の判断に委ねることとされ、学校では児童生徒及び教職員にはマスクの着用を求めないことを基本としますが、マスクの着用に関していじめや差別等が起きないように、指導してまいります。

また、お子様には感染症対策のための持ち物として清潔なハンカチとティッシュ、必要に応じてマスクやマスクケース等をご用意ください。

問い合わせ先
保健給食課 33-1691